

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	指定催しの指定	
根拠条例等・条項	堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項 大規模なものとして消防長が別に定める要件について（平成26年消防局告示第2号）	
所 管 課	予防部	予防査察課
<p>処 分 基 準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>堺市火災予防条例第83条の2第1項に定めるとおり、消防長又は消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、対象火気器具等（消防法施行令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。）の周囲において火災が発生した場合に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</p> <p>大規模なものとして消防長が定める要件として、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの出店計画数が、おおむね100店舗以上のもの及びこれに準ずる規模であると消防長が認めるものと告示により定めている。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<p>・聴 聞 ・弁 明</p>
	<p>（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）</p>	
	<p>個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項</p>	